

過去に補助を受けている場合の留意事項

本事業における補助は原則として1事業所1回(令和2年度～令和4年度の補助を含む)ですが、令和4年度までの補助額の合計が1回目の基準額の範囲内であった場合は、1回目の基準額から令和4年度までの補助額の合計を除いた金額を上限として2回目以降も補助を受けることができます。

なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用については、令和5年度の補助対象にはなりませんのでご注意ください。

(過去に補助を受けたことがあり、令和5年度も補助を受けることができる場合の具体例)

職員数10名の事業所の場合(基準額は100万円)

① 令和2年度に一気に通貫の介護ソフト(40万円)を購入して30万円の補助を受け、令和5年度にタブレット(1台5万円)を4台購入する場合。

⇒2回目は基準額と1回目の補助額との差額(100万円-30万円=70万円)が補助上限であるため、令和5年度に購入するタブレット4台分(20万円)に補助率を乗じた額(15万円)は全額補助対象となる。

② 令和2年度に一気に通貫の介護ソフト(40万円)を購入して30万円の補助を受け、令和3年度にタブレット(1台5万円)を4台購入して15万円の補助を受けた。今回、令和5年度にタブレット(1台5万円)を追加で20台購入する場合。

⇒3回目は基準額と令和4年度までの補助額との差額(100万円-30万円-15万円=55万円)が補助上限であるため、令和5年度に購入するタブレット20台分(100万円)に補助率を乗じた額(75万円)のうち55万円までが補助対象となる。

③ 令和4年度にタブレット(1台あたり1年間3万円)を3台リースして補助を受け、令和5年度にタブレット(1台あたり1年間3万円)を追加で3台リースする場合。

⇒機器のリース代は購入年度分のみ補助となるため、2回目は令和5年度分(3万円×3台=9万円)のみが補助対象となる。